

令和6年

南会津地方環境衛生組合議会
全 員 協 議 会

南会津地方環境衛生組合議会

令和6年南会津地方環境衛生組合議会全員協議会

次 第

令和6年1月15日（月）午後3時8分開会

1 開 会

2 会議録署名議員の指名

3 協議事項

西部クリーンセンター排出ガス水銀濃度排出基準超過に伴う勧告について

4 閉 会

出席議員（12名）

1番	星 和 孝	議 員	3番	鈴 木 好 行	議 員
4番	渡 部 裕 太	議 員	5番	佐 藤 勤	議 員
6番	川 島 進	議 員	7番	酒 井 正吉郎	議 員
8番	室 井 英 雄	議 員	9番	小 椋 淑 孝	議 員
10番	高 野 精 一	議 員	11番	山 内 政	議 員
12番	大 塚 純一郎	議 員	13番	佐 藤 盛 雄	議 員

欠席議員（1名）

2番 小 玉 智 和 議 員

説明のための出席者

渡 部 正 義	管理者	星 學	副管理者
渡 部 勇 夫	副管理者	渡 部 さつき	会計管理者
阿久津 正 治	事務局長兼環境衛生課長	阿 部 妙 子	総務課長
若 杉 浩	環境衛生課長補佐 (環境行政・衛生担当)	栗 橋 和 彦	環境衛生課長補佐 兼西部環境係長

事務局職員出席者

室 井 順 之	総務課長補佐	大 塚 晃 司	総務課主査
---------	--------	---------	-------

開会 午後3時8分

◇

◎開 会

○佐藤 盛雄議長 それでは、引き続きただいまより全員協議会を開催いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○佐藤 盛雄議長 本会は、会議規則で定めた全員協議会でありますので、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、議長において、1番、星和孝君、3番、鈴木好行君の両名を指名いたします。

◇

◎管理者挨拶

○佐藤 盛雄議長 ここで、開催に当たり管理者からご挨拶をいただきます。

管理者、渡部正義君。

○渡部 正義管理者 本日は、全員協議会の開催をお願い申し上げましたところ、議員の皆様には、組合議会臨時会終了後の大変お疲れのところ、お時間をいただきまして誠にありがとうございます。

本日の協議事項であります。西部クリーンセンター排出ガス水銀濃度排出基準超過に伴う勧告についてであります。

福島県では、廃棄物焼却炉等におけるダイオキシン類の排出基準の遵守状況を確認するため、施設の構造及び維持管理の状況を検査するとともに、排出ガスの調査測定を行っております。

本調査結果において、西部クリーンセンター2号焼却炉で、水銀の排出基準が超過している旨の指摘を受け、令和5年12月1日付で、福島県南会津地方振興局長から、水銀排出施設に

係る改善措置の勧告を受けておりますので、議員の皆様にご報告を申し上げます。

なお、具体的な内容につきましては、事務局長より説明をいたさせます。

議員の皆様におかれましては、今後とも本組合の運営に関し、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、全員協議会開催に際しての、ご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。



◎協議事項 西部クリーンセンター排出ガス水銀濃度排出基準超過に伴う勧告について

○佐藤 盛雄議長 続きまして、協議事項の説明を事務局長にお願いします。

事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 それでは、資料2の全員協議会の協議事項について資料を説明いたします。

めくっていただきまして資料、西部クリーンセンター排出ガス水銀濃度排出基準超過に伴う勧告でございます。

次にめくっていただきまして、写しがおいてあります。福島県南会津地方振興局長からうち宛に水銀排出施設に係る改善措置に勧告で、が通知が来ました。

1 対象施設、南会津地方環境衛生組合、西部クリーンセンター2号炉焼却でございます。

2 検査結果でございます。左より測定項目、単位、測定日、測定結果、排出基準、分析方法となっております。まず、単位でございますが、マイクログラムノルマ立米でございます。測定日なんです、県の方から実施されました9月、昨年9月26日、検査を行いました、その測定結果が120でございます。それからこちら方で昨年の11月14日、同じく150。で、同じ日に、午前と午後でございます。午前中が150。午後が同日で130。で、次の日が11月15日78マイクログラムの量を検出されて、最大値と最小値を除いた平均値が125ということで、県の方から勧告が来ました。

3 勧告事項でございますが、(1) 排出ガス中の全水銀の濃度を排出基準に適合させるための措置を講ずること。(2) 措置に完了するまでの対象施設の使用を禁止すること。

4 改善期間、令和6年2月1日でございます。

5 その他でございますが、(1) から (3) までの改善期間内に行うということで勧告を受けました。

それに基づきまして、次のページなのですが、構成町さんと振興局長さんと色々と協議をいたしまして、水銀を使用している製品は可燃ごみに入れないでください。という資料を構成町さんの方に依頼いたしまして、南会津町さんには今年の2月27日に回覧配布いたしました。12月27日でございます。で、下郷町が12月28日、只見町が12月22日、檜枝岐が12月26日の方に回覧版といたしましてこのような回覧板を回して、出さないようお願いをしているでございます。

それに伴いまして今現在なのですが、昨年12月22日から25日まで西部クリーンセンターの電動ダスト内電気集じん機その他諸々全部掃除いたしました。

その結果、うちら方で灰と水を検査したんですが、水銀は今のところゼロでございます。

で、これ今後、今月の19、20日と試運転をやりまして、21日の日に午前と午後測定いたしまして、その結果、1週間から10日くらいかかりますが、それが、水銀が出なければ、その続き焼却するということでございますのでよろしく願いいたします。

○佐藤 盛雄議長 ただいま局長より説明の方いただきましたが、これにつきまして皆様のご質疑をお受けします。

何かありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 座ったまま失礼します。検査結果今説明をいただきました。

それで、測定日9月26日、県の測定で判明したという風に理解をするわけですが、これはです、ね、9月26日以前は基準値内であったという風に理解していいんですか。

あの、これ9月26日以前のその事業者で測定されたような事実はありますか。

○佐藤 盛雄議長 事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 11番さんにお答えいたします。

うちら方で排ガス測定は年2回ほどやっております。それは出ておりません。ダイオキシン測定は年1回、それも水銀の値は出ておりません。で9月26日っていうのは、8月に、8月29日付けで振興局の方からダイオキシン類、煙道排ガス調査についてという依頼がありまして、それに基づきまして9月26日、県の方で実施した値でございます。その以前は出てないと思われれます。

以上でございます。

○佐藤 盛雄議長 山内政君。

○11番 山内 政議員 今局長から説明いただきましたが、9月21日に調査した結果、まあ出

たっということ、その、非常にアバウトな回答でしたが、出ていないだろう。という想定ですか。

○佐藤 盛雄議長 阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 11番さんにお答えします。

一応あの測定結果が年1やっておりますんで、その結果をもとに私今お話ししたんですが、ちょっと今測定の、いついつやったっつうのちょっと書類がございませんが、出てないと思われれます。

○佐藤 盛雄議長 3番、鈴木好行君。

○3番 鈴木 好行議員 何点かお伺いいたします。

9月26日に県実施されて、まあ基準値を超えたということですけども、これ11月14日までの営業はどうされていたのか、また普通、基準値を超えたらもっと早い段階で事業者自身も行うべきではないのかなという風に感じました。約2か月近く営業を続けられていたんでしょうけれども、その間の営業はどうされていたのかということと、なぜこれだけ期間が空いたのかなということ2点お伺いします。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。

事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 3番議員さんにお答えいたします。

実はあの、この3か月の間に9月26日から10月18日まで炉を運転しておりました。その後、定期修繕がございまして、それは炉を、19日から11月6日までは修繕工事で炉を停めておりました。で、その後に6日から15日まで炉を運転して測定をしましたんで、その間、炉は間違いなく停めてましたんで、修繕に伴って炉を停めてましたんでよろしくお願ひします。

○佐藤 盛雄議長 鈴木好行君。

○3番 鈴木 好行議員 はい。それとですね、これ超えたらどうなんのかっていうのが、また全く素人判断では分からないんですよ。実際に水質であるとか大気に対する汚染っていうのは、どういう風、どのくらいこの基準値を超えて、どのくらいの期間出ると、人体に影響が及ぼされるのか、ただ基準値越えましたと、まあ水銀だからちょっと怖いんですけども、そうした中で、じゃあ我々はどういう風に判断していいのかなというところの判断基準に困るので、もうちょっと詳しく教えていただけるとありがたいというのと、それから、2枚目の資料に体温計2本程度で検出されるという風に書かれています。体温計2本程度であるとか乾電池であるとかっていうものの搬入を防ぐとか分別するとかというのはもう不可能に近い状態であると思

います。まあ、住民に対する注意喚起ぐらいしか予防策としてはないのかな。という風を感じてはおりますけれども、この件を受けて、新たに何か予防策を検討されるというようなことはございますでしょうか。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。

局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 3番さんにお答えします。

先ほどあの、うちら方の排出基準でございますが、大気汚染防止法の中で廃棄物焼却炉の中で既設の今ある現在の施設は50マイクログラムノルマ立米と基準値があります。で一応大気汚染の基準値ありますんでこれを超えたらば、一応焼却して停めて、原因を追究しなさいということでございます。今現在、出ましたんで焼却を停めて炉の中を掃除したり色々やっております。で、あと次でございますが、資料の体温計2本程度であります。大体、昔の水銀の体温計が大体0.2グラムとか、1.5グラムくらい入ってるんです。それが2本くらい入りますと、65度で焼却します。その間に出れば、その間に排ガス測定をやっている間に出るんです。ここの図ですれば、バグフィルターとちょっと違うんですが、電気集じん機の先で一応測っております。で、その間に2時間測ってその値を、機械で測りまして、その50超えたらば、一応は焼却停めて検査しなさいよということをやっております。以前にあの、芦屋市とか東京でもこのことはあったんです。だけど、ごみの中を全部調べたらば、一切出てこなかったんです。で、どうしようもなく、県の方でも色々協議した結果、2か月間後には全部ごみを綺麗にしてから焼却東京はやったと、その経緯がございます。であと、その水銀の出し方なんですが、窓口の方で一応燃えるのの中に水銀等は、とかそういうのは入ってませんかって一応確認だけはしております。窓口で、それ以上は一切やっております。

以上でございます。

○佐藤 盛雄議長 管理者、渡部正義君。

○渡部 正義管理者 私の方から付け加えて答弁申し上げます。

先ほど人体への影響はということで、私もあの、新聞報道あった瞬間にこれが一番気になりました。人体への影響、それから農作物への影響。結局、事務局の方に確認をして、振興局の見解も含めて大丈夫なのかということをお尋ねをしたところでございますが、煙として放出される際に濃度が薄くなるので、人体の影響、それから農作物への影響はないというようなことを確認したところでございます。なお、そうは言っても新聞報道出ましたので、南郷地域の近くにある行政区長さんの方には、指示をしてご連絡申し上げ、説明をしたという経過がございます。

ます。

以上でございます。

○佐藤 盛雄議長 3番、鈴木好行君。

○3番 鈴木 好行議員 そうするとあの、まあ人体に影響はないということでありがたいですけれども、これ例えばもっと濃度が濃かった場合とか、そうした場合に水質であるとか大気であるとか、そうしたものまで、近隣のですね、そうした土質であるとか、そういったものを検査しなさいっていう風な、もし濃度が濃かった場合ですよ。そうしたような勧告も実際はそういう基準ってあるんでしょうか。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。

事務局長。

○阿久津 正治事務局長 周辺環境の基準はございません。一応あの年に1回南郷地区3か所なんですけど、周辺環境の土と大気、24時間はやっておりまして、それで水銀は一切出ておりません。

以上でございます。

○佐藤 盛雄議長 3番、鈴木好行君。

○3番 鈴木 好行議員 それは、あの、あれですか。この基準値超えてからの1回。超えてからはまだやってない。

〔「その前に全部うちら方で」と言う者あり〕

〔「議長の」と言う者あり〕

〔「すみません、議長」と言う者あり〕

○阿久津 正治事務局長 うちら方で毎年1回公害関係ダイオキシン、先ほど言いましたが、周辺環境を年に1回、3か所で測定しております。あと、同じ場所で土の分析を行いまして、それは年3回うちら方でやっておりますので、水銀とは、の基準が超えたからではなく、その前からやっている次第でございます。

以上でございます。

○佐藤 盛雄議長 質問ありませんか。

4番、渡部裕太君。

○4番 渡部 裕太議員 先ほど事務局長の方からの答弁の中に排ガス検査を年に2回実施しているということなんですけど、これ法定の検査の回数なのか、まずお聞きしたいのと、追加で検査を実施することは可能なのかお教えいただければと思います。

○佐藤 盛雄議員 答弁を求めます。

事務局長。

○阿久津 正治事務局長 4番議員さんにお答えします。

灰のことなんですが、先ほど水銀に関しましては、水銀で出ましたんで、独自に排ガスの検査を、あ、ごめんなさい、焼却灰の検査を行いました。あとはその焼却灰の関係なんですが、毎年1回、焼却灰の関係なんですが、毎年、月1回焼却灰の自主検査はっております。それは最終処分場の絡みがございますんで、東部と西部同じく月に1回ずつは必ず飛灰の検査をしております。だから、今回に限りましては西部だけは水銀の出たもんですから灰はやりました。その中で水銀の値は出ておりませんでしたので、お願いします。

○佐藤 盛雄議長 渡部裕太君。

○4番 渡部 裕太議員 ですと、あの先ほどの11番、山内議員の質問の中にありましたが、いつから発生してたのかっていうところが、回数少ないと、その間の期間はどうかとっていうところが把握できないというところもありますので、検査回数を少し増やすですとかその辺りの今後の、まあ今回、こういう事例があったわけなので対応を是非検討していただければと考えております。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。

事務局長。

○阿久津 正治事務局長 4番議員さんにお答えします。

分かりました。その都度管理者等と話しながら、測定を実施したいと思いますので、よろしくお願いします。

○佐藤 盛雄議員 5番、佐藤勤君。

○5番 佐藤 勤議員 日本でも過去におきましてですね、水銀の水俣病っていうのが、大きなクローズアップされておりましたけれども、このあの、一番最後なんですね、このカラーコピーのところで、現在焼却運転を停止している。その原因としては水銀を含むごみがあったと、混入してあったということなんですけども、まあ高齢化にしたがってですね、各家庭で分別をするに中々大変な部分もあると思います。それでですね、下の方に絵がありますよね、血压計とか体温計とか温度計とか蛍光管とあります。この大きな蛍光管だったら、燃えないごみかなということでも判断できますけれども、血压計とか体温計とか温度計は小っちゃいですから、燃えるごみの中に一緒に入る可能性もありますよね、これは。それをこの現場のほうに持ってきてましてですね、そこで判断をして、そこを燃やさない方法っていうものは、これから

細かい、きめ細かくなると思いますけれども、出来るんでしょうか。その辺が一番の問題かなと思います。

で、この原因としては水銀を含むごみが混入したと考えられます。っていうことなんですけれども、本当の原因は何であるかっていうことをちょっと知りたいと思ひまして、よろしく願ひいたします。

○佐藤 盛雄議長 事務局長、阿久津君。

○阿久津 正治事務局長 5番議員さんにお答えいたします。

先ほど言われましたごみ袋のなかに、中々正直言って、中をうちら方の職員で切って、分別するのは不可能かと思われまして、一応こういう形で皆様にお伝えした、でございます。

それと水銀でございますが、うちの施設からはそういう水銀の与えるものは焼却は、水銀以外に焼却してれば、それは値は出ません。っていうのは、あくまでもこの中に含まれている体温計とか、そういうやつが中に含まれておれば、一応焼却してればその中で水銀の値が出るという、どこでもそういう施設はみんな、うちら方じゃなくても、他の施設もそうでございますので、中々一応口頭だけで、一応中に入れなくて下さいと言うだけであって、中を職員が分別するのは不可能です。だと思われまして。私はそれは出来ないと思ひます。ただ事業系でも中でも何でもそうなんです、やっぱりこの中で周知しているだけで、やるしかないのかなと私は考えておりますのでご理解願ひたいと思ひます。

○佐藤 盛雄議長 5番、佐藤勤君。

○5番 佐藤 勤議員 有機水銀剤というのが昔農薬などに使われまして、あったと思ひます。それは環境庁でですね、使用禁止ということになっておりますけれども、今私が言っていたその血圧計とか体温計とか温度計っていうのは環境省の方でも生産中止とかこういうものは使っちゃいけませんなんてことはありませんので、その件はもう少しあのきめ細かく通達をするなり、それから燃やさないように持って行くなりしないとせ、また同じことを繰り返すんじゃないかと思ひますので、その辺を是非推したいと思ひます。よろしく願ひしたいと思ひます。

○佐藤 盛雄議長 答弁を求めます。阿久津君。

○阿久津 正治事務局長 5番議員さんにお答えします。再度あの、構成町さんと話しながら、まあ第2弾っちゅう形じゃないですが、まあそういう形で進めたいと思ひますのでご理解のほどよろしく願ひします。

○佐藤 盛雄議長 議長からちょっと聞きたいんですけど、これあの西部環境のごみ処理場の清掃業務、これ誰がやったの。委託業者やったのか。それから、焼却灰、水銀含んでるとすれ

ばジークライトとの協議、これちゃんとやったのか。頼みます。

○阿久津 正治事務局長 西部クリーンセンターの清掃をした業者なんですけど、今現在やっているJFEさんの方で、プラントメーカーの方で清掃を行っております。で、あと先ほど言いましたジークライトさんには一応お話をして、今停めておりますんで、焼却は今やっておりますので、大丈夫でございます。

○佐藤 盛雄議長 ジークライトでそれ、判明した場合は受け入れ拒否。

○阿久津 正治事務局長 いや、それはない。

あ、すみません。ウィズ。ウィズ、ウィズ、ウィズ、ウィズウエイストジャパンでございます。それが、一応今のところは水銀が出ておりますんで搬出はしておりません。測定結果が出なかったらば、それは搬出オーケーつつうことで、出ますんでご理解願いたいと思います。

○佐藤 盛雄議長 はい。

○5番 佐藤 勤議員 素人でちょっと分からないんですけども、水銀っていうのはだいたい3百5、60度であの蒸発するんですけどね、これ燃やす時はどのくらいの温度でやられてますか。

○佐藤 盛雄議長 はい。事務局長。

○阿久津 正治事務局長 うちら方で一応あの今現在850度から950度で燃やしております。だからもう一瞬のうちに燃えてなくなる、でございます。そう、一瞬のうちに焼却いたしますので、はい。

○佐藤 盛雄議長 他にございませんか。

3番、鈴木好行君。

○3番 鈴木 好行議員 資料を見ますと、血圧計、体温計、温度計、ほとんど現在はあの、他のデジタルにとって代わってるご家庭が多いのかなという風に感じます。ですからこれ、あの管理者さん3人いらっしゃるんで、これ各自治体で積極的にもう回収しますよ。というような策を取って、まあ防止策ですね。ご家庭にもうこの、体温計、温度計、血圧計、あの棒状の水銀のやつは使用しないで下さいみたいなことで、自主的に回収されるような案を、これも相談されてはいかがなんでしょうか。このボタン電池と蛍光管に関しては電池類と蛍光管ですから、割と危険ごみに混ぜて、分別されると思うんですけど、この血圧計、体温計、温度計それから、あの朱肉とか、マーキュロ液、赤チンですね。こうしたものに関しても、今もうだんだん無くなってるというか、あるものは大概古いような形で、どのご家庭でも使っていないんじゃないんだろうかな。という風に感じますので、そうしたものは水銀が発生するおそれがあるの

で、回収しますよぐらいのことで各自治体で今後相談していただけたらいいのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○佐藤 盛雄議長 はい、管理者。

○渡部 正義管理者 お答え申し上げます。まあ今回の水銀、西部の発生というのは、住民の方の協力、そういう部分が弱かったのかな。という風に反省しているところでございます。今回あの、振興局の方から勧告という強い指示を受け、今、対策を取っておりますので、今後再発の防止に向けた取り組みというのはしっかりやっていかなくちやいけないと思います。ただいま提案いただきました中身については、今後の管理者会等でちょっと協議事項とさせていただきたいと思います。

○佐藤 盛雄議長 他にございませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 話の中身については分かりましたが、是非ですね、9月26日以前のデータをですね、議員にお示しをいただければありがたいと、いう風に1つは思います。それから、1月19日に試運転をして、それで出なかったら、多分再開の方向に向かうのかなと思うんですが、その振興局から再開のゴーサインが出たあとですね、やはりあの、このごみを出す関係町村の町民向けに、その経過を示したチラシをですね、是非再度配布していただきたい。という、これはもうあの、結果的にこういうことになっただろうという想定して、こういうことで清掃したら、綺麗になったので、今後こうならないようなことでお願いします。っていうこのチラシをもう1回ですね、周知していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○佐藤 盛雄 はい、管理者。

○渡部 正義管理者 私の方からお答え申し上げます。

まず、9月26日以前の直近のいつ調べたのか、そのデータの公表をですね、資料として出してほしいということで提案いただきました。これ議長の方から指示があれば提出したいと思います。

それから2つ目の町民向けのチラシの配布については先ほどの案件と同じく管理者会で協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤 盛雄議長 山内君、資料っていうのは今出してもらった方がいいの。後でな。はい、それでは後日資料を出していただくようお願いします。

あと他にありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

しかし、後ですね、こういったその有害物質っていうものは収集してねえべ。例えば年2回とかこういうものを特定したものを集荷する。その要するに資源ごみ毎月2回やってますけども、そういう形でその特定の、この物質を集めるようなそういう制度をね、作ったらば、この体温計とかこういうものは、まあ年2回とすればそういうものにとっておいて、そこに集約して処分するというような、そういう意識とね、そういう習慣性付ければ、これはっていうよりは、なんて言うか選別する場合、意識高揚になると思うんですよね。

まあそういったことも含めて、今後、管理者会で検討したらいかかかなと思います。

他にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ありませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

それでは、いろいろご質問出ました。皆さんからお出しいただいたようなご意見、質問に關しましては、今後、組合の職員、また管理者等で十分審議して2度とこのような下らない議案が出ないような改革を実践していただきたいと思います。

◇

◎閉 会

○佐藤 盛雄議長 質問無いようですので、これをもちまして全員協議会を終了といたします。大変ご苦労様でした。

◇

閉会 午後3時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員